



全国センター通信

毎月 1 日発行
 年額 1,500 円 (送料込、会員は会費を含む)
 〒 113-0034
 東京都文京区湯島 2 - 4 - 4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 発行責任者：岩永千秋
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
<http://www.inoken.gr.jp>
 e-mail: info@inoken.gr.jp

アスベストの危険性を広く知らせ、正しい情報を伝える継続的な取り組みを

シンポジウム「大震災とアスベスト対策」を開催

全国センターは 9 月 3 日、東京の平和と労働センター・全労連会館で、シンポジウム「大震災とアスベスト対策」を開催し、全国各地から 105 人が出席しました (写真)。

森裕之立命館大学教授が「震災とアスベスト対策」と題して講演。森氏は、まずアスベスト使用の推移にふれ、「日本の場合、アスベストの大量消費国で、全世界の 5% くらいを占め、その 7 割から 8 割くらいが建設関係に使われていた」と述べ、しかも、近年まで大量にアスベストが使われ、今も建物にたくさん残っていると指摘。そして、平時とは違う震災の現場には、建物などが粉々になっている瓦礫の実態を明らかにしました。

アスベスト含有建材の管理は、ずさん

阪神・淡路大震災後のアスベスト対策の問題点などにふれた後、森氏は、「東日本大震災における廃棄物等の状況」、「東日本大震災と国の対応」、「宮城県の『災害廃棄物処理指針』」、「高リスク建築物の把握」などに話をすすめました。

この中で、アスベスト対策の問題点として「吹き付けアスベストについては力を入れているが、成形板や石綿スレート等はずさんです。廃棄物処理場に来ている成形板 (アスベスト含有建材) は粉々で猛烈な粉じんが発生しているのではないかと指摘しました。さらに、森氏は、国の責任を一片の通達等をだただけで免罪する泉南アスベスト裁判の判決、「通達を守らなかったあなたたちが悪い」とした発想に立った国の通達主義を批判しました。

この後、「被災地の現状と課題」をテーマにシンポジウムに移りました。

シンポジウムは、斎藤徳重氏 (岩手県建設労働組合連合会会長) が「復興支援の取り組みについて」、鈴木剛氏 (じん肺キャラバン実行委員会事務局長) が「現地調査から見てきたもの」、岩國眞一郎氏 (全労働中央執行委員) が「厚生労働省の取り組みと課題」についてそれぞれが報告しました。



報告のあとフロアからの発言があり、アスベストの危険性が知られていないこと、行政も深刻に考えていない実態、労働者や住民にも正しい情報が伝わっていないことなどが明らかにされ、アスベストの安全衛生教育の重要性が浮き彫りになりました。

首都圏建設アスベスト訴訟など 3 つの報告

休憩後、3 つの事案で特別報告がありました。

「泉南アスベスト国賠訴訟の報告」に立った、伊藤明子氏 (弁護士事務局長) と伊藤泰司氏 (勝たせる会事務局長) は、大阪高裁判決が「最も尊重されるべき生命・健康よりも産業発展、経済発展を重視することを露骨に示す憲法の価値原則を否定する判決」など、4 点にわたって高裁判決の不当性、悪質性を指摘しました。つづいて、佃俊彦氏 (首都圏建設アスベスト訴訟弁護士事務局長) が「首都圏建設アスベスト訴訟の到達点と展望」、福富保名氏 (建交労災職業病部会事務局長) が「『トンネルじん肺救済法』の早期成立にむけて」を報告しました。

〈今月号の記事〉

大阪泉南アスベスト国賠訴訟控訴審判決	2 面
各地方センターで広がる労働安全衛生学校	3 面
各地・各団体 検数労連 / 愛知 / 福祉保育労 北海道 / 愛知 / 京都 / 山梨 / 東京 / 神奈川	4 面～6 面
東日本大震災現地レポート 建交労愛媛	7 面
日本学術会議が「提言」を発表	8 面

国民・労働者に挑戦する不当判決

大阪泉南アスベスト 国賠訴訟控訴審判決

8月25日、大阪高裁（三浦潤裁判長）は、大阪泉南地域のアスベスト被害について、国の責任を認めた大阪地裁判決を取り消し、原告の請求を棄却する不当判決を言い渡しました。

判決は、「国が厳格な規制を行うならば、工業技術の発達及び産業の発展を著しく阻害するだけでなく、労働者の職場自体を奪うことになりかねない」など最も尊重されるべき生命・健康よりも産業発展、経済発展を重視することを露骨に示し国の責任を免罪しています。

一方、労働者は新聞記事などでアスベストの危険性を知っていたはずで防塵マスクをしない労働者および安全教育をしなかった中小零細企業の企業主が悪いと被害の責任を労働者・中小零細企業主に押し付けました。

この判決は、国の不作為の責任を認めた筑豊じん肺最高裁判決や水俣病関西訴訟最高裁判決などの一連の司法判断の流れにも逆行するものです。

このような判決がまかり通るならば、全国でたたかっているアスベストや公害訴訟、さらには原発問題での訴



泉南アスベスト国賠高裁判決報告集会

訟や運動に否定的な影響を及ぼします。過去と未来にわたって、国民の生存権や健康権に対する挑戦であるといわなければなりません。

原告団は全員一致で上告を決めました。最高裁でのたたかいとともに、大阪地裁での2陣訴訟を確実に勝利していくことをめざして全力でたたかいます。変わらぬご支援をお願いします。

(泉南アスベストを勝たせる会・伊藤泰司)

「労災訴訟傍聴者の監視やめよ」

全労連、自由法曹団、「いの健」、救援会が厚労省要請

労災訴訟の裁判監視問題で、全国センター、日本国民救援会、全労連、自由法曹団は9月6日、厚生労働大臣に対し、労災裁判時の監視を中止するよう要請しました。東京、千葉、愛知の代表を含め13人が参加しました。

この問題は、厚生労働省が昨年8月、だした通知に、労災訴訟の傍聴人について報告を求めていることが、今年7月の新聞報道により発覚。4団体は、「通知」は、労災訴訟をたたかう人と支援者を敵視し、監視するもの

であると同時に、憲法で保障された「裁判の公開」にもとづく傍聴の権利を侵害するものであるとして厳しく抗議し、「通知」の撤回、監視の中止を強く求めました。

厚労省は明確な回答を避けましたが、参加者からは、「そもそも労働災害が起きないように努力することこそ厚労省がやるべきこと」と行政の姿勢を正す声が相次ぎました。

第11回働くもののいのちと健康を守る 関東甲信越学習交流集会

日時：11月12日(土) 13:00~13日(日) 12:00

場所：越後湯沢温泉「湯沢グランドホテル」

参加費：16,000円(1泊2食)

分科会：

- ①職場で役立つ安全衛生活動
 - ②過労性疾患の認定・補償・裁判闘争の到達点と取り組みの交流
 - ③教職員のいのちと健康を守る取り組み
 - ④メンタルヘルス相談事例の報告と検討
 - ⑤じん肺・アスベスト問題の取り組み
 - ⑥医療労働者の快適職場環境づくり
- 連絡先：東京センター (TEL: 03-5976-3941)

第22回人間らしく働くための 九州セミナー

日時：11月5日(土) 13:30~6日(日) 12:30

場所：宮崎市民プラザ

参加費：3,500円(2日間) 交流会費：5,000円

記念講演：「子供の貧困と現代日本の働き方・働かされ方」

講師：山野良一氏(「なくそう!子供の貧困」全国ネットワーク共同代表)

特別企画：シンポジウム「大災害の中で働く人々の健康をどのように守るか」

分科会：17分科会

連絡先：現地実行委員会(宮崎民医連)

TEL: 0985-23-7168

各地方センターで広がる労働安全衛生学校

各地方センターで労働安全衛生学校がとりくまれ、大きな成果をあげています。各地方センターの機関紙をもとに紹介します。

北海道

労働安全衛生学校、2日間で120人参加 2011年労働安全衛生学校

5月28～29日、札幌市「かでの2・7」会議室で「人間らしい働き方と職場づくりを考える」をテーマに2011年労働安全衛生学校が行われました(写真)。

一日目は道幸哲也氏(放送大学教授)による「労働をめぐる法状況」、高崎暢氏(弁護士)による「過労死・過労自殺の根絶を」、家田愛子氏(札幌学院大学教授)による「格差社会の構造分析-安心して働く職場づくり」の連続講演が行われました。

二日目は上野武治氏(北星学園大学教授)による「働き方とメンタル不全」の基調講演の後、福地保馬氏(北大名誉教授)をコーディネーターにメンタル問題に取り組んだ活動報告と意見交換を行いました。

各講師の講演への期待が高く、全道各地から多数が参加し満席の状態となりました。



京都

初めての参加者が多く、基礎を学ぶ学校 第19回「労働安全衛生学校」

5月28日、第19回労働安全学校は、15労組、27人の受講者で、成功裏に終えました(写真)。

第一講義は、「労働安全衛生法規と健康で安全な職場づくり」のテーマで講師は、小見伸雄氏(全労働京都支部副委員長)。第二講義は、「労災保険制度の理念・目的・仕組」のテーマで講師は、大西勉氏(全労働京都支部前委員長)があたりました。講義の後、質疑が行われ内容の理解を深めることができました。他の行事と重なり心配されましたが27人の受講で成功しました。受講者は初めての人が多く、基礎を学ぶ学校となりました。

職場に広がる労働者の健康悪化の実態は労働組合の役割が大きくなっていることを示したものとなりました。



神奈川

労働安全衛生活動を楽しく、活発に 神奈川センター「労働安全衛生学校」

2月19日、神奈川センターの労働安全衛生学校が建設プラザで開かれ36人が参加しました(写真)。

労働安全衛生法について二瓶紀章氏(全労働神奈川支部執行委員)が講演。つづいて、「労働者の医療と健康」をテーマに安達隆氏(外科医・産業医)が記念講演。

午後からは、「職場の労働安全衛生活動」、「労災認定申請の仕組みと問題点」、「アスベスト問題」の三つの分科会が開かれました。「職場の労働安全衛生活動」の分科会では、助言者から「労安活動は楽しく、活発にとりくもう」と呼びかけられ、「一人ひとりの労働者が元気に働けることは企業利益にとっても大切なことだ」という認識を確立する必要があると強調されました。



大阪

1日目53人、2日目58人が熱心に聴講 第18回安全衛生基礎講座

大阪健康安全センターは6月18日、国労会館で第18回安全衛生基礎講座を開催し、53人が参加しました(写真)。第一講義は、「労災補償入門-制度と認定基準」で講師は松川隆浩氏(全労働大阪基準支部)。第二講義は、「労働負担軽減の進め方」で、講師は近藤雄二氏(天理大学体育学部教授)。「ハザードの多い職場なので、今日の話聞いてリスクアセスメントができるようにしたい」との感想もよせられました。

6月25日、国労会館で第1日目に続いて第2日目が行われ、58人が参加しました。

最初の講義は、「労働組合が職場で進めるメンタルヘルス対策と予防協約の実践」で講師は、堀谷昌彦氏(化学一般ダイトケミックス労組)。第2日目の第二講義は、「労働安全衛生の活用」で、講師は丹野弘氏でした。



各地・各団体のとりくみ

**検数
労連**

**中古自動車から62.60 μSvの放射線
港湾労働者を被害から守る**

東京電力福島第一原発の事故により、港湾では放射能汚染が深刻な状況となっています。

原発事故以降、京浜港では輸出予定であった中古自動車から毎時62.60マイクロシーベルトの放射線量が検出されました。また、大阪港でも輸出予定の中古自動車から毎時5.5マイクロシーベルトの放射線量が検出されて荷主責任で引き取らせるなどの処理をしています。

国交省より公表されている「港湾における放射線測定に関するガイドライン」では「通常大気値の3倍を超えるものは除染し、5マイクロシーベルトを超えるものは関係機関に通報し対応を協議する」となっていますが、このガイドラインには中古自動車・建機などは含まれていないのが現状です。

このような事態を受け、組合は港湾労働者を放射線被害から守るため、労使安全衛生委員会を開催し、放射能汚染貨物対策として「中古自動車・建機」の取扱いについて①全港を対象に中古自動車・建機の放射線検査を行う②毎時0.3マイクロシーベルトを超える中古自動車・建機については港湾労働者は取り扱わず、荷主責任において回収させる③放射線検査の結果についての情報を関係者に公表する④毎時5.0マイクロシーベルト以上の数値が検出された場合は、行政の責任で隔離のうえ、全ての関係行政に、国交省がコンテナのガイドラインとして示した措置をとらせるなどの確認書を締結し、全国の港で港湾労働者の安全確保に努めています。

(全国検数労連 石渡周二)

愛知

**札束で口を閉ざさせる原発
浜岡・美浜原発の取材**

福島原発事故の影響が拡大していく中で、名古屋に近い原発として、浜岡と敦賀・美浜の原発を取材しました。取材先は電力会社のPR館(浜岡原子力館、もんじゅ、美浜原子力館)、ここでは電力会社の言い分が福島原発事故以後変化しているのかどうか見ました。



電力会社のPR館

言い訳程度の対策を表明しているものもありますが基本的には原発神話は変わっていません。次に地元で原発反対の運動をしている人と会いました。浜岡は静岡安健センターのお世話で御前崎市の共産党議員と原発裁判をすすめる会の事務局と懇談しました。

敦賀は元高校教師の坪田嘉奈弥さん、元美浜町議員の松下照幸さんにお会いしました。どの方からも貴重な資

料とたたかひの歴史を聞き取ることができました。

電力会社は多額の交付金、寄付金を地元にはばら撒いて、過疎地の住民から原発反対の声が上がらないようにしています。そして、市町の財政を原発依存の体質に変え、農業、漁業、地場産業を変質させ、原発依存の産業構造に変えてしまっています。このため、その地で生活していくためには原発反対が言えなくなっているのが分かりました。交付金でつくられた施設も見学しました。

原発反対が言えない中でも、地道に住民運動をつづけておられる方々がいることを知り、頼もしく思いました。原発事故が起これば、地元の人たちは逃げるところがありません。故郷を放射能のごみ捨て場にしないために日本中の人が力を合わせて、原発廃止の世論を大きくしていきます。(愛知健康センター 宮崎脩一)

**福祉
保育労**

**やり甲斐だけで無理重ねる
職場単位で事例集め改善に取り組む**

最近、パワハラによるうつ病・パニック障害など精神疾患を伴った労働相談が増えています。

ある施設では、サービス残業は当たり前、利用者のためにと昼夜を問わず働き過ぎ、思考が鈍りミスが増える、それに対し上司が罵声を浴びせるなどで、ある職員がうつ状態に陥っています。別の施設では、勤務体制が管理者・相談者・パート職員の3人で支援業務を回しているため、常にパワハラ管理者と対面するなか、威嚇・罵声の毎日で、ついには出勤出来ず退職に追い込まれました。

介護保険制度の導入で福祉の現場に市場原理が持ち込まれ、低い介護報酬のもと経営の効率や利益優先が強いられています。その結果、職員の半分以上が非正規職という職場や、働くルールが確立されず人事考課や勤務評価などで、利用者よりも雇用主の顔色ばかり気にする労働環境です。人手不足が恒久化され、その上、労基法無視の働かせ方をさせる例もあります。

毎年、福祉保育労でとり組んでいる「福祉に働くみんなの要求アンケート」では、生活が苦しいと感じる方が6割を超えています。健康問題では、9割が疲れていると回答、仕事上のストレスも8割が感じると回答しています。

福祉労働者は、利用者の命をあずかり、生活の質の向上や安心安全な生活を保障すべく働いています。ストレスレベルが高い反面、子どもや利用者の笑顔に癒され、やり甲斐だけで乗り越えてしまい無理を重ねる、こうした環境が健康破壊につながっています。

福祉保育労では、ストレッチや健康対策情報をのせた「健康カレンダー」を各分会に配布し職場単位での健康対策を呼びかけるなど一人で抱え込むのではなく支えあう職場づくりをすすめています。

また、「福祉の貧困1職場1事例」と題した職場の事例を集約して実態を発信しながら労働条件の改善をはかり、国・自治体に福祉制度の拡充の運動をすすめています。(全国福祉保育労北海道地方本部 中川喜征)

(「北海道センターにゆーす」NO.321号をもとに編集)

各地・各団体のとりくみ

北海道

**人間らしい仕事・暮らせる社会をめざして
第39回定期総会を開催**

8月22日、札幌市内で「北海道センター」の第39回総会を開催しました(写真)。

挨拶に立った福地理事長は「東日本大震災と原発事故は、これまでの『大量消費・大量廃棄』、『24時間型社会』のあり方を根本から見直す契機となりました。異常な長時間労働、深夜・変則労働を規制して人間らしい仕事を取り戻す運動をすすめよう」と提起し、「職対連の活動以来、40年を迎えるセンターの活動を一層発展させよう」と呼びかけました。



議案の提案後、ガソリンスタンドで働いた息子さんを亡くし、労災申請した父親の菊地さん、車の営業職で過労死した夫の無念を晴らしたいと、労災不支給の取り消しを求めて提訴している山本さんから事案の経過と支援の訴えがありました。また、教職員のメンタルヘルス問題について、道教委の「対策の見直し」について問題を指摘している高教組の代議員から「総括労安委員会で取り上げ、実効ある対策をめざしている」との発言がありました。道南共同センターからはアスベスト相談会と、無料検診の取り組みについて発言がありました。他にじん肺問題、アスベストの集団訴訟など7人から発言がありました。議案は全会一致で確認され、新しい役員を選出しました。

総会に先立つ「公開学習会」は島田度弁護士が「パワーハラスメントの救済に向けて」のテーマで講演しました。総会と公開学習会には全道各地から、会員と代議員等58人が参加しました。(北海道センター 佐藤誠一)

愛知

**失業者に「ワンコイン」会員制度を導入
第21期総会を開催**

第21期総会を8月27日、労働会館でひらき、69人が参加しました。記念講演は「放射能汚染と健康問題」名古屋大学名誉教授沢田昭二先生にお願いし、質問も出される学習会となりました。

高木理事長は、「非正規労働者が三分の一を占めるようになった。この人達のいのちと健康の問題に切り込む必要がある。また、メンタルヘルスの患者が増えている。職場復帰に様々な関門がある。これを問題にしていく必要がある。原発問題もいのちと健康に深刻さをなげかけている」とあいさつしました。

鈴木事務局長から総括と方針が提案されました。1年間の活動として、愛知センター設立20周年記念シンポジウムと祝賀会を200人の参加で成功、秋にはスウェーデンの進んだ労働安全衛生を学びその報告集を配布した。

労働安全衛生中央学校に愛知から85人が参加し成功。小池過労死裁判で「上告棄却」の最高裁決定で高裁の勝利判決が確定したこと。鳥居裁判は勝訴(国が控訴)などを報告。失業中の労働者も年間500円の会費で健康センターの機関紙を読み、活用してもらおう「ワンコイン」会員制度を導入することなどが提案されました。

家族の会・鈴木美穂さんから、現在労災認定や裁判でたたかっている小池・堀・倉田・小出・田中・山田・吉田・和多谷・関岡さんを紹介し、一人一人から訴えがありました。小池さんからは今後も障がい者の働く権利を拡大していく決意が述べられました。総会後の懇親会には、愛労連議長・樽松氏や家族の会に入会された方も含め18人の参加があり、賑やかで元気の出る会になりました。(愛知センター 吉川正春)

京都

**労働者、家族の思いを大切にする活動を
第13回定期総会を開催**

8月23日、ラポール京都で、いのちと健康京都センター第13回定期総会を開催しました(写真)。



岩橋副理事長が「東日本大震災と原発事故で、いのちと健康を守る課題はいよいよ重要となっている。原発の放射能障害から『人との共存はできない』、原発をなくす運動を大きく前進させること。高裁でのそれぞれのたたかい、京建労のアスベスト裁判など強化を図ることが必要」と挨拶しました。

各号議案の提案後、討論に入りました。京建労からアスベスト被害で集団訴訟を行っていること。市教組から超勤裁判をたたかってきた経過について発言。全労働から「増員署名」の取り組みの協力の訴え。医労連は「潜在性結核感染症」の状況について発言。化学一般は地本の労安活動を粘り強く継続して取り組んでいること、宇治市職労はメンタルヘルスや超勤問題で当局を追及し改善させていることを報告しました。

発言後、議案や新役員は満場一致で承認されました。

最後に、事務局長を退任する木下恵市氏が挨拶。「朝、元気に家を出た労働者を、元気なままで帰宅させるのは事業者の責任である。それをチェックし、見届けるのが労働組合の役割である」「労安活動に取り組んで何が労働組合じゃ！職場に労安活動を！」「是非、職場の労働者の思い、家族の思い大切にする活動を貫いてください」と熱い思いを語りました。

次いで、新谷一男新事務局長から、自身の教職員組合での経験にふれ、これからの活動への決意と挨拶がありました。(京都センター 木下恵市)

各地・各団体のとりくみ

山梨

五十峯過労死裁判、勝訴が確定

自宅での持ち帰り残業が争点に

(株)潤工社の製造工五十峯雄一氏が1998年7月1日一次性心停止で32歳で死亡した事件で、甲府地裁(林正宏裁判長)が7月26日「労基署の不支給決定を取り消す」と判決しましたが、控訴期限を過ぎた8月10日朝、判決が確定しました。この裁判は、会社での時間外労働は、「争いはない」もので、ISO9000対応業務として自宅での持ち帰り残業が争点でした。甲府労基署は「自宅残業について、6月末までで55%を完了していた、ISO9000対応業務を37時間30分とし、その55%で20時間40分」と認定したのです。会社の時間外労働と合わせて88時間37分だから、認定基準に満たないから業務外という結論で、審査官も労働保険審査会もそれを追認したため、裁判になったのです。

私たちは本人の日記の記載からISO9000対応業務は6月4日から始まり、7月1日にはほぼ100%完了していたことを事実に基づいて詳しく立証しました。裁判所はISO9000対応業務を証言に基づいて49時間40分とし、それを自宅と会社で7対3の割合でおこなったこと、死亡当時の証言等から「少なくとも95%は完了していた」と認定し、自宅残業を33時間はあったと認定、よって会社の残業とあわせて直前1か月で100時間以上となり「質的にも量的にも過重」と認めたのです。これで労災請求した2002年9月から、ちょうど9年目、「僕が死ぬ時は胃ガンか過労死だ」と言い残した夫の遺志を見事につらぬいた妻五十峯智美さんの喜びの声がありました。ご支援ありがとうございました！(山梨センター 保坂忠史)

東京

審査会がうつ病の傷病手当を認める

健保組合の不支給決定を取り消す

うつ病の被災者が再発(増悪)して、改めて傷病手当(傷手)の請求をしたところ、法定期間の1年半が経過しているのに不支給となったとの事例はよく聞きます。

最近、社会保険審査会(審査会)で「傷手」について健保組合の不支給決定取り消しの裁決を得ました。

M氏(男 当時44歳)はうつ病で「傷手」をH20年3月25日~同年7月20日まで初回請求しました。

その後、約1年半職場復帰をし、その間は月に1回の診察と睡眠薬と抗うつ薬の投与を受けていましたが、症状増悪し、再休業を余儀なくされました。

そこで傷手を請求したところ、健保組合はH21年9月24日で法定期間が満了しているとして不支給の決定を下しました。

私たちは、意見書を作成し、M氏は1年半の通常勤務をしており、「医学的治癒」といえないが「社会的治癒」であること、そして継続している診察、投薬は、「予防的治療」であることを主張し続けました。

社会保険審査官の段階では、棄却されたのですが、公開審理を経た審査会で上記の裁定を得ました。

審査会は請求者側の主張をほぼ全面的に認め「…多くの精神疾患については、日常生活にあまり障害を与えない治療を続けていけば、生体の機能が正常に保持され、悪化の可能性が予測されない状態については、これを『社会的治癒』と解することができる」とし、「…この間の治療状況については、当該傷病の病態や病状の増悪を予防し、再発を避けるための最小限の治療、いわゆる『予防的医療』の範疇でこれを受けていたと認めることができる…」と断を下しました。

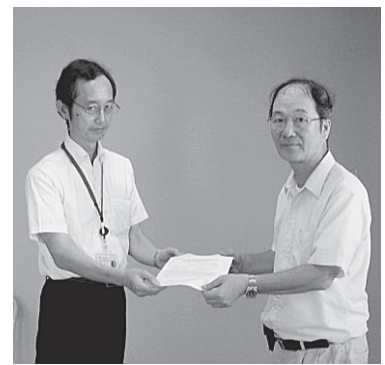
(東京センター 色部 祐)

神奈川

「裁判傍聴者情報収集は中止せよ」

神奈川労働局に要請

8月4日、神奈川労働局に厚生労働省の裁判傍聴者情報収集に抗議し中止を要請しました(写真)。神奈川労働局は企画室室長補佐が対応。神奈川センターから菊谷事務局長、稲木・前田次長、竹中顧問が出席。



厚生労働省が各労働局に労災保険裁判の傍聴者の状況などについて「その都度すみやかに正確に報告すること」と求めていることは、傍聴の権利を侵害する重大問題であり、裁判をする人、支援する人を敵視する態度であると指摘。全国センターなどが申し入れをし、改めて文書が出されたが、「傍聴者の有無及びおおむねの人数を合わせて報告すること」と求めており、基本的な態度を変えていないのはきわめて問題と、「情報収集の中止と情報の処分」を要請しました。

「びっくりしている。基本的人権を侵している。裁判に訴えざるを得ない人に対し、それを監視しているとは」「見過ごすわけにはいかない。厚生労働省に厳重に伝えるよう強く要求します」と要請。

企画室室長補佐は要請に対し「労働局労災補償課に要請があったことを話します。厚生労働省に対し、要請があったことを伝えるようにしたい」と回答しました。

… 神奈川センターの要求項目 (要請書より抜粋) …

- 1、情報の収集を中止すること。
- 2、これまで、神奈川にかかわる労災訴訟についてどんな情報を収集したのかを明らかにするとともに、収集した「原告側出廷者や傍聴者の状況等」に関する情報を速やかに処分すること。

(神奈川センターニュース NO.170号をもとに編集)



岩手・大船渡へボランティア参加

東日本大震災現地レポート⑤—建交労愛媛

8月19日～22日の4日間、岩手県大船渡市盛町の大船渡社協（ボランティアセンター）にて、全労連の仲間20人と一緒にボランティア活動に参加しました。

19日、20日と2日間、車で20分ほどの所に海産物を取り扱う工場があり、その周辺の側溝を清掃しました（写真）。

瓦礫やゴミの山がいたるところに

瓦礫や崩れたままの建物が残り、この辺りはまだまだ周辺の復興は進んでいない印象をうけました。魚などの腐敗した異様な臭いがし、マスクを付けながら作業をしても独特な匂いが鼻につき、溝にたまった泥は発酵しているのか、シャベルですくい出すと気泡のような物もでていました。他にも湯飲みや茶碗、ビデオテープなど、一般家庭で使用する思い出のある生活用品なども出てきて、言葉も出ないくらい複雑な気持ちになりました。2日間かけて作業して、作業もかなり進んだように思ったのですが、周りには瓦礫やゴミの山などまだまだ手の付いていないところがいたるところにありました。

20日の午後には、バスの運転手に陸前高田市を案内してもらい、壊れた建物、錆びて使用できなくなった車などのゴミの山が続きました。しばらく進むと、石と土のただ広だけのスペースを目の当たりにし、震災から5か月経って復興は、進んでいるものだと思込んでいたので、すごく動揺しました。

21日には、個人宅の荷物運び、家の解体作業にとりくみました。この家は2階まで浸水したそうで、作業の途中には魚の乾燥した死骸が出てきたりもしました。家の後ろには、JRの線路が通っているのですが線路は歪みサビ付いていて、とても電車が通れる状態ではありませんでした。

22日には、岩手大学の学生達と、大船渡市内の仮設住宅に、群馬産キャベツを1軒ずつ配ってまわりました。



この日は雨で、とても肌寒く感じました。また学校のグラウンドなどにも多くの仮設住宅が立ち並んでいました。

まだまだ支援を必要としている

今回のボランティア活動で、現地の方からは「来てくれて本当にありがとう」など感謝の言葉、「自分の職場も津波に流された」など、これからの自分の生活の維持や改善に係る不安の声もありました。仮設住宅も入れるけれど、2年間の「入居期間の制限」や「生活支援の停止」などのリスクもあり、建ててはいるが空いたままの部屋もおよそ4部屋に1部屋くらいはありました。本当にこれがいい対策なのかなと疑問に思いました。

参加したいがなかなかできない人がいる中、自分は今回ボランティアに参加できる機会がありました。多くの人たちにこのことを伝えることも自分にできることだと思います。

復興がすすむにはまだまだ支援も必要です。震災にあわれた人々の悲惨な現状を少しでも早く改善するためにも引き続き多くの方々にできる限りのご協力をよびかけたいと思います。（建交労愛媛県本部書記・郷田徹）

シリーズ 相談室だより (56)

大工さんの労働者性について

じん肺やアスベスト疾患の労災申請に係る相談は現在も多くあります。職種として多い建設従事者の労働者性の立証にはなかなかの苦労が伴います。

Tさんは大工、その道50余年の大ベテランで68歳です。労基署段階（不支給）でも、審査官段階（棄却）でもいづれも40年以上アスベストに曝露し、現在胸膜中皮腫で療養中であることは意見の相違はありません。不支給及び棄却理由は労働者性の問題です。たくさんの現場を渡り歩いて仕事をしていますが、一人親方、請負仕事であり労働者として認められるのは審査官段階ではわずかに3か月のみというのが行政の判断です。中皮腫の労災認

定は知られているように「石綿曝露歴作業1年以上」が要件になっています。審査会段階では古い記憶を手繰り寄せ①当時の建設業界は特に雇用契約もなく働いていたことが常態であった ②支払いが時給制であり、時間外手当も支給されていた ③現場には世話人という管理監督者がいてその指示で働いていた、という事実を強調しました。さらに百歩譲って請負業であったとしても平成8年の労働省の「労働者性検討専門部会報告」により「…特定の企業の仕事のみを長期にわたって継続している場合は、労働者性を補強する一つとなる」を引用して労基署の不支給決定の取り消しを求めました。果たしてどうなるか!?

（東京センター 色部祐）

インフォメーション

労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築を 日本学術会議が「提言」を発表

日本学術会議（労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会）が働く人の健康や安全について、約30年ぶりに提言を出しました。

タイトルは、「提言 労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築を－働く人の健康で安寧な生活を確保するために－」（以下、「提言」）です。

日本学術会議は、科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関とされています。「提言」は24頁に及びますが、その大要を紹介します。

日本のILO条約・勧告の批准の遅れを指摘

「提言」は、「ILOが設定する国際労働基準である条約および勧告」は国際標準であり、「社会正義の達成のみならず公正競争の見地からも全世界が一致して批准、実施して行くことが望まれる基準である」とのべ、欧州の国々と比べて極端に低い、わが国の批准数の遅れを指摘しています。そして、ILOの「国際労働基準に対しては、働く人たちの安全・健康を確保するために、また、国際的な義務の履行という意味においても政府をはじめとして社会的パートナーである労使の系統的な取組みが喫緊の課題」と位置づけています。

時間外労働、法的拘束力を持つ限度時間を提唱

「提言」では、「労働者の健康や安全を確保するため、何よりも長時間労働を解消する方策を講じることが、焦眉の課題」として、そのための立法化を提起しています。そして、「時間外労働を含めた1日の最長労働時間を設定すること、1日の仕事の終了から翌日の仕事の開始までに一定の休息時間を設けること（直接的規制方式）、時間外労働や休日労働に対する賃金の割増率を大幅に引き上げること（間接的規制方式）、あるいはこれらを組み合わせ合わせた規制を実施することが求められる」と述べ、さらに、「36協定の制度を改め」、「時間外労働について、1日、1カ月、1年の単位での厳格で法的拘束力を持つ限度時間を設定することが有効である」などとふみこんだ指摘をしています。

正規と非正規労働者の差別を禁止する法制度を求める

「提言」は、「非正規の労働者は怪我や健康障害の可能性の高い危険・有害業務に従事させられ、健康障害の危険性が高いにもかかわらず、職場での安全衛生対策が十分に講じられていない」実態を安全衛生教育や健康診断

の実施など具体的に指摘しています。

そして、「労働契約法第3条2項やパートタイム労働法を改正するなど、正規労働者と非正規労働者の合理性のない差別の禁止や均等待遇を義務づける法制度を早急に整備する必要がある」と指摘しています。

零細企業の安全衛生の法制度整備の充実を求める

「提言」では、零細企業や自営業者の安全衛生問題にふみこんだ指摘が少なくありません。

「労働者50人未満の事業場には定期健康診断結果の報告義務がないこと、労働者9人以下の事業所と自営業は、国の安全衛生関係の調査の対象外であることなどが、危険有害要因の早期把握や評価を困難にしている」と述べ、労働衛生管理体制については、「10人未満の事業場にはなんら規定がない」と述べています。

さらに、「休業3日以内も含めた労災補償申請状況、労働者私傷病報告等の国が把握しているデータを開示して就労条件別の発生原因解明に役立てるべきである」と指摘しています。改善の方向として、地域産業保健センターと中小企業及びそのグループとの契約、中小企業が業種別の共同グループ化をはかって安全衛生活動を進めるなどが提案されています。

職場のメンタルヘルスの方向性を確立するために

メンタルヘルスの新しい国際的動向は、「労働者の人間成長や社会参加を含めた心の健康を目指した対策を重視している」と述べ、わが国でも検討すべきであるとしています。

「提言」は、「新しい職場のメンタルヘルスの方向性を確立するために、行政、労使代表、関連する研究者および産業保健専門職が参画する場を設け、職場のメンタルヘルスの具体的な枠組みの確立に向けての積極的な議論が早急に開始されるべきである」と述べています。

（編集部）